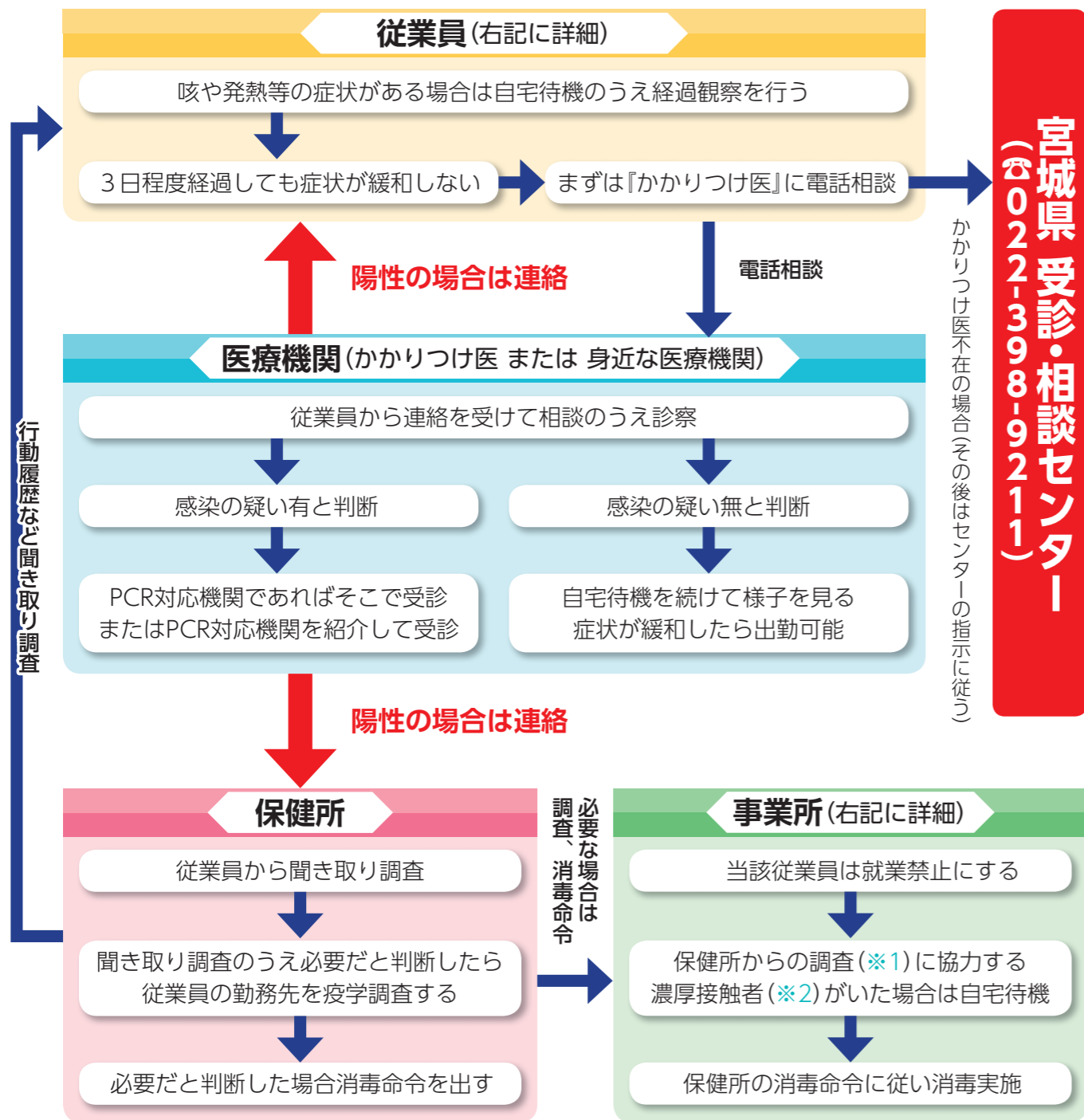


# 従業員および事業所対応フロー



## ※1 事前の備え

- 感染者が発生した際、保健所から提出を求められる可能性がある関係書類  
 [従業員名簿(氏名・生年月日・電話番号・住所等)] [利用者名簿(氏名・生年月日・電話番号・住所等)] [出勤簿やシフト表]  
 [フロア全体の見取り図] [個人名入りの座席表] ※作業動線が分かるもの [日頃より取引・出入りのある業者のリスト] 等

## ※2 濃厚接触者の定義

- 感染者の感染可能期間(症状が出る2日前から隔離開始前まで)に接触した者のうち、下記の範囲に該当する者。
- 患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内などを含む)があった者。
  - 手で触れることのできる距離(目安は1m)で、必要な感染予防(マスク等)なしで患者と15分以上の接触があった者。  
 (周囲の環境や接触の状況などから総合的に判断する)
  - 患者の気道分泌液、もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
  - 適切な感染防護なしに患者を診察・看護・介護した者。

## 従業員(感染者)の動き

### 1. 従業員から発熱があると連絡があった または 社内で発熱者が出た場合

- 出社を見合わせ、自宅待機させる(就業中に発熱した場合は帰宅させ自宅待機)

### 2. 自宅待機後、3日程度経過しても症状が緩和しない場合

- まずは「かかりつけ医」か「身近な医療機関」に電話相談  
 →かかりつけ医がない・身近な医療機関がない・土日や夜間等で休診の場合は  
 宮城県によるコールセンター「受診・相談センター」に電話相談(TEL022-398-9211)  
 ※高齢者の方・基礎疾患があるなど重症化しやすい方・妊婦の方で、発熱や風邪の症状がある場合は3日程度経過していなくても構わないので、早めの受診を強く推奨する。

### 3. 感染の疑いありと診断された場合

- 「かかりつけ医」「身近な医療機関」に電話相談のうえ、診察・PCR検査が可能な機関ならそこで行う。  
 ※できなければ診察・検査が可能な最寄りの新型コロナ外来・PCR検査センターを紹介してもらう。  
 →陽性の場合…病院から連絡。症状によって医療機関への入院もしくは宿泊・自宅療養の措置がとられる。  
 →病院から連絡を受けた保健所から、人との接触状況や行動履歴を聞き取り調査される。

## 事業所の動き

### 1. 従業員から陽性だったという報告を受けたら

#### <社内の対応>

- 従業員の聞き取り調査を行った保健所が、職場の調査も必要であると判断すれば連絡が入る。  
 →その調査によって職場内の濃厚接触者の特定が行われる。濃厚接触者となった場合、感染者との最終接触日から2週間は健康経過観察が必要。その間不要不急の外出を控え、家庭でも家族と部屋を分ける等対応が求められる。濃厚接触者のPCR検査については保健所の指示に従う。
- 保健所が必要と判断した場合、指示に従って社内の消毒を行う。  
 保健所は消毒を行うのではなく消毒命令を出すだけであり、手配・実施するのは事業所である。

#### <社外の対応>

- 職場で感染者が発生した場合、対外的に情報開示すべきかどうか検討する  
 感染の状況、業種・事業の規模、顧客・取引先の範囲等で対応が異なるため、ケースバイケースとなる。
- 情報開示する場合、どのような情報をどこまで開示するか検討する  
 [感染確認日] [感染者が確認されたビル等の名称・所在地] [感染者の属性(正社員か派遣社員か等)] [経緯(感染が判明するまでの行動履歴)] [顧客と接するような対外的な業務に従事していたか否か] 等。
- 広報手段(ホームページへの掲載、店頭や窓口での掲示)を検討する

### 2. 従業員が職場外感染者の濃厚接触者になったら

- 濃厚接触者は今後発症する可能性があるため、健康観察期間中(2週間)は自宅待機とした方がよい。  
 特別な消毒は必要なく、通常の感染予防対策を続ける。

### 3. 感染した従業員が職場復帰する時には

- 普段から感染対策をしても、いつどこで誰が新型コロナウイルスに感染してもおかしくない状況。  
 偏見や差別が起きないように注意を払いながら、あたたかく迎え入れて今までどおり接する。  
 ※職場復帰の際、陰性証明書は必要ない。医療機関や保健所への請求は控える。